

(24.6.20)

本日、ここに6月定例府議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただ今議題となりました第1号議案平成24年度京都府一般会計補正予算ほか32件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案から第4号議案までの予算関係議案について、御説明申し上げます。

今年度は当初予算を「京都元気に予算」として、「発展する京都づくり」、「あんしん京都づくり」、「しあわせ京都づくり」、「明るい京都づくり」の4つを柱に、過去最大となる積極的な予算を編成し、現在、その執行に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

こうした中、今回の補正予算は、この夏の電力不足に備えた緊急対策をはじめ、省エネルギー型社会への転換対策、更には医療体制の充実対策など、当初予算編成後に生じた課題に迅速に対応するため、所要の予算を編成させていただいたところであります。

以下、歳出予算の主なものにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、この夏の電力不足に備えた緊急対策についてであります。

関西電力管内におけるこの夏の電力需給の見通しについては、大飯原子力発

電所の再稼働という状況の変化はあるものの、いまだ見通しが立たない中、大変厳しい需給状況が続いていることから、当面は15%という節電目標のもと、府民の安心・安全を確保し、生活を維持していくための、3つの対策を講じることにしました。第1は、高齢者など要配慮者の安全確保であります。万一の停電時に備え、酸素吸入器等の利用者がおられる病院、社会福祉施設のポータブル発電機の購入に対する助成や、在宅高齢者の見守り等に要する経費7,300万円を計上しております。第2は、中小企業者等の緊急節電対策であります。1億円の「中小企業等エネルギー対策交付金（緊急分）」を創設し、空調設備のメンテナンスや節電にシフトした勤務体制の導入など、中小企業者等の節電の取組みを積極的に支援することとしております。第3は、家庭での節電を後押しするため、府立の文化施設等をクールスポットとして活用するとともに、府庁においても率先して節電を行うため、電力使用量を通常ピーク時は15%、電力需給ひっ迫時には最大29%まで削減できる体制を準備することとし、これらに要する経費9,800万円を計上しております。

次に、将来を見据えた省エネルギー型社会への転換対策についてであります。

この夏の節電の取組みに加え、中長期的に中小企業等を省エネ型企业に転換を促すため、「中小企業等エネルギー対策交付金（中長期分）」2億500万円を計上し、京都の中小企業等の自家発電や太陽光発電、蓄電池等設備の導入を進めることとしております。また、こうした取組みを後押しするため、「京都産業エコ推進機構」を「京都産業エコ・エネルギー推進機構（仮称）」に改組す

ることにより、ソフト面での取組みを強化し、省エネ型経営への支援を行うこととしております。

次に、医療体制の充実対策についてであります。

府立与謝の海病院については、平成6年に総合病院化して以来、北部地域の中核病院として重要な役割を果たしているところでありますが、少子高齢化が進む北部地域において、より質の高い医療を安定的に提供するとともに、地域における総合医療の人材育成拠点として充実させていくため、本年2月の「京都府立与謝の海病院あり方検討有識者会議」の答申に基づき、来年4月に府立医科大学附属病院化することといたしました。このため、救急医療・総合医療の充実に向けた研究室の整備や、症例検討システムの構築、救急室・内視鏡室の拡張など医療・教育環境の充実を図ることとし、これに要する経費4億4,000万円を計上しております。同時に、府域の基幹病院として高度・専門医療を担う府立医科大学附属病院についても、与謝の海病院のバックアップ機能やがんをはじめとする高度・先端医療などの強化について検討する必要性があり、これに要する経費200万円を計上しております。

さらには、府北部地域に続いて、南部地域においてドクターヘリの運航を開始するための経費1,500万円を計上しております。

以上が、歳出予算の概要であります。この結果、一般会計の補正予算額は、7億4,000万円となり、補正後の一般会計予算額は、8,952億8,900万円となっております。その財源といたしましては、国庫支出金等の特定財源が2億6,500

万円、一般財源として基金繰入金 4 億7,500万円を計上しております。また、特別会計の補正予算額は、2,700万円、企業会計の補正予算額は、4 億4,800万円となっております。

次に、第5号議案から第29号議案までの25件は、条例の制定等に関する案件であります。

第5号議案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

第6号議案から第29号議案までの24件は、いわゆる地域主権改革一括法の施行により、条例制定権が拡大したこと等に伴う条例の制定及び改正であります。

このうち、第6号議案から第25号議案は、軽費老人ホーム等の設備やサービス提供の基準等全国一律の基準に加え、特別養護老人ホームの居室定員の緩和、法人の代表者や運営などからの暴力団員等の排除、子育て支援施策の推進など地域の実情に応じた基準を定めるため、第26号議案及び第27号議案は、府の管理する府道の構造や府営住宅の整備基準等全国一律の基準に加え、歩行者と自転車の事故防止や降雨時の安全確保に配慮した道路整備、住民同士の交流や少子高齢化に配慮した住宅整備等を進める基準を設けるため、それぞれ条例を制定するものであります。第28号議案は、食品衛生検査施設の設備や職員の配置の基準を定めるため、第29号議案は、府営住宅の入居者資格を拡充する規定等を整備するため、それぞれ所要の改正を行うものであります。

また、第30号議案及び第31号議案は、いずれも契約の締結に係る案件であり

まして、府立体育館改修工事の請負契約及び鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事の委託契約の締結につきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

次に、第32号議案は、貸付期間が満了する財産の無償貸付けにつきまして、第33号議案は、京都市及び神戸市が関西広域連合に加入することに伴う規約変更につきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。